

流山市議会正副議長選挙準備会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長又は副議長の選挙について協議を行うため、流山市議会正副議長選挙準備会（以下「準備会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 準備会は、会派代表者会議における合意により設置するものとする。

(組織)

第3条 準備会の委員は、各会派から1名ずつ選出する。

2 準備会に会長1名を置き、会長は委員の互選により決定する。

3 準備会の委員は、準備会設置後初めて行われる議長選挙及び副議長選挙の日までその職務を行う。

(会長の整理権、秩序保持権)

第4条 準備会の会長は、会議を整理し、秩序を保持する。

(会議)

第5条 準備会の会議は、公開とする。

(記録)

第6条 準備会の会議録は要点筆記とすることができる。

(候補者の出席)

第7条 議長選挙又は副議長選挙に立候補しようとする者は、会長が必要と認める場合に準備会に出席しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。